

**世界に開かれた北上川バレー魅力発信  
動画制作・プロモーション業務**

**業務仕様書**

**令 和 8 年 2 月**

**岩手県ふるさと振興部地域振興室**

# 世界に開かれた北上川バレー魅力発信動画制作・プロモーション業務 仕様書

## 1 本業務の概要

### (1) 趣旨

本業務は、北上川バレー（盛岡・県南広域振興圏）における自動車・半導体を中心とする北上川流域の産業集積、豊かな自然と利便性の高い生活環境、地域で暮らす人々の充実した生活や人生の豊かさ等、エリアの魅力を紹介する動画により発信することで、国内外の外国人材及び首都圏の若者層に対して本エリアへの関心を高め、将来的な県内就職、U I Jターンや地域との関わりにつながるきっかけを創出することを目的とする。

特に、国内外の外国人材に向けては、「世界に開かれた北上川バレー」としての魅力を伝える動画を新規に制作し、国際的な認知向上を図る。また、首都圏の若者層に対しては、既存の動画コンテンツを必要に応じて再編集の上、発信を行う。

#### 【北上川バレープロジェクトの狙い（いわて県民計画（2019～2028））】

県央広域振興圏と県南広域振興圏にまたがる北上川流域において自動車や半導体関連産業を中心とした産業集積が進み、新たな雇用の創出が見込まれることを生かし、両振興圏の広域的な連携の更なる促進や、第4次産業革命技術のあらゆる産業分野、生活分野への導入などを通じて、働きやすく、暮らしやすい、21世紀にふさわしい新しい時代を切り拓く先行モデルとなるゾーンの創造を目指します。

また、本プロジェクトの成果が速やかに他地域に波及していくとともに、広く県民がその生活利便性を享受することによって、県民全体の暮らしが豊かになることを目指します。

### (2) 業務件名及び数量

世界に開かれた北上川バレー魅力発信動画制作・プロモーション業務 一式

### (3) 契約期間

契約締結の日から令和9年3月12日（金）

### (4) 委託料の上限額

2,183,500円（消費税及び地方消費税を含む）

※ 令和8年度岩手県一般会計当初予算の議決が得られなかった場合及び否決された場合にあっては、本件業務委託手続を停止することがある。

※ 国庫の採択がされなかった場合にあっては、本件業務委託手続の一部又は全部を停止することがある。

## 2 業務内容

### (1) 北上川バレーの動画制作・再編集及び発信

趣旨を踏まえ、北上川バレーの自動車や半導体を中心とする産業集積、豊かな自然と利便性の高い生活環境、そこで暮らす人々の生活に焦点を当てた動画の制作・再編集及び発信を行うこと。

本業務では、国内外の外国人材を主たるターゲットとして新規動画を制作するとともに、首都圏の若者層に対しては、既存の動画コンテンツを必要に応じて再編集して活用

し、「働く」と「暮らす」の両面の魅力を明確に示すこと。内容は、視聴者が最後まで飽きずに見られるものを目指すこと。

ア テーマ（例）

【外国人材向け（新規制作）】

- Open to the World
  - 北上川バレーに産業集積する様々な産業と国際的な働きやすさ
- 外国人材に対する受入環境（生活・相談・コミュニティ等）
- 豊かな自然と利便性の高い生活環境
- 実際に働き、暮らす人々の姿（外国人材の声を含む）
- サステナブルな未来と産業の可能性

【首都圏向け（既存動画の再編集・活用）】

- 働く・暮らすが両立する北上川バレー
- U I J ターンで実現するキャリアとライフスタイル
- 産業の魅力と生活のしやすさ
- 地域での暮らしや人とのつながり 等

イ 仕様

【外国人材向け動画（新規制作）に関する事項】

- 本業務における国内外の外国人材を対象とする動画については、新規に制作するものとし、本数及び1本あたりの時間は企画内容に応じて設定すること。5分程度の内容を含む構成が望ましい。
- 30秒を超える動画を制作する場合は、作成したそれぞれの動画について、30秒を上限とした概要版動画（ティザー）を作成すること。（当該概要版動画は広告配信用として使用予定。また、県公式 YouTube、県公式 Facebook・Instagram「いわてのわ」にも掲載する。）
- 多言語対応（英語必須、必要に応じてその他の言語）としたものとすること。

【首都圏向け動画（既存動画の再編集・活用）に関する事項】

- 首都圏の若者層に対する発信に当たっては、既存の動画コンテンツを必要に応じて再編集の上、活用すること。
- S N S 広告（YouTube、Instagram、Facebook 等）の媒体特性に適合させるため、配信用素材の体裁・尺・画角等を調整すること。

（2）プロモーションの展開

本業務の目的達成及び制作・配信した動画の視聴回数向上のための展開について、予算額の範囲内であり、実施可能性を十分考慮したものを探査すること。

ただし、提案内容には以下の内容を盛り込むこと。

ア YouTube、Instagram、Facebook 等の S N S 広告を活用し、国内外の外国人材及び首都圏の若者層に向けた動画配信を行うこと。

イ 新聞、テレビ、ウェブ等のメディアを活用した北上川バレーの魅力発信を行うこと。

（3）成果品

ア 動画制作

制作した以下動画コンテンツを収めたDVD

- (ア) YouTube掲載用動画 一式 (MP4形式)
- (イ) YouTube掲載用のサムネイル画像
- (ウ) 動画制作時に撮影した素材データ 一式 (白データ)

イ プロモーション

実施報告書一式 (A4判の紙媒体1部及び電子データを収めたCD-R)

※ YouTube広告等の配信効果 (配信対象、配信ツール別の傾向、視聴数の状況など) をまとめた報告書を提出すること。

ウ その他

上記のほか、必要な書類及びデータを求めることがあること。

#### (4) 留意事項

- ・ 受託者は、本業務の進行過程を含む納品までのスケジュール等を明らかにした事業計画書やシナリオ等を作成し、県の承認を得ること。
- ・ 県と協議のうえ業務の詳細を決定し、逐次、県にその進捗状況を報告すること。
- ・ 業務完了後、速やかに委託業務完了報告書を作成し、県に提出すること。
- ・ 出演者等の関係者との調整、許諾等に要する一切の業務を含むこと。
- ・ 本業務に係る経費 (キャスティング費、機材調達費、交通費、車両費、コーディネート費、撮影許可取得に要する経費、各種データ使用に関する経費等) の一切を委託料に含むものであること。

#### (5) その他

提案上限金額の範囲内で独自の提案を実施することができる。また、受注者は、本業務を実施するうえで、追加で業務等が必要な場合は提案すること。なお、この場合において追加提案及び業務に係る費用は受注者の負担とする。

### 3 企画提案書の作成等

#### (1) 企画提案書の作成

ア コンペ参加者は、「1 本業務の概要」、「2 業務内容」に沿った内容で、かつ次の事項を明確にした企画提案書を作成すること。

- (ア) 企画実施のコンセプト・全体イメージ
- (イ) 具体的実施方法 (業務内容毎に作成)
- (ウ) 実施スケジュール
- (エ) 業務の管理体制

イ 企画提案書は、やむを得ないものを除き、原則、縦A4判左綴じ又は横A4判上綴じにまとめること。

ウ 企画提案は、コンペ参加者 (共同提案にあっては当該共同体) 1者につき1提案とすること。

エ 企画提案に当たり、写真、記事、イラスト等を使用する場合は、その所有者、保有者等から承諾を得ること。

オ 企画提案は、全て企画提案書に記載すること。

カ 企画提案書にはページ番号を付すこと。

(2) 積算内訳書の作成

ア 本業務の実施に要する経費の内訳（項目、数量、単価、金額、税等）を明らかにした積算内訳書をA4判で作成すること。なお、提案に係る費用の総額は、1の(4)に定める委託料の上限額を超えないこと。

イ 積算内訳書は任意の様式によるものとし、企画提案書と別冊で作成すること。なお、様式は任意とするが、岩手県知事あてに、参加者の商号又は名称、代表者職氏名を記載、社印及び代表者印を押印の上、提出すること。

(3) 企画提案書等の提出

ア 企画提案書等の提出部数は、次のとおりとする。

(ア) 企画提案書 6部

(イ) 積算内訳書 6部

イ 一度提出した企画提案書等は、これを書換え、引換え、撤回することができないものとする。

(4) 企画提案の無効

下記のいずれかに該当する企画提案は、無効とする。

ア 民法(明治29年法律第89号)第90条(公序良俗違反)、第93条(心裡留保)、第94条(虚偽表示)又は第95条(錯誤)に該当する企画提案

イ 企画コンペ参加表明書を提出していない者からの企画提案

ウ 企画提案書等の提出期限到来後に提出された企画提案

エ その他、本実施要領に定める事項に反した企画提案

## 4 契約に関する条件

(1) 再委託等の制限

受託者は、本業務の全部又は本業務の企画若しくは制作等を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

(2) 再委託の相手方

受託者は、4の(1)により本業務の一部を第三者に委託する場合には、当該委託の相手方を岩手県内に主たる営業所を有する者の中から選定するよう努めなければならない。

(3) 業務履行に係る関係人に関する措置要求

ア 県は、本業務の履行につき著しく不適当と認められるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

イ 県は、4の(2)により受託者から委託を受けた者で本業務の履行につき著しく不適当と認められる者があるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を取るべきことを請求することができる。

ウ 受託者は、上記ア、イによる請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果について請求を受けた日から10日以内に県に書面で通知しなければならない。

#### (4) 権利の帰属等

本業務の実施により制作された成果物及び資料又はその利用に関する著作権、所有権等に関しては、原則として委託料の支払いが完了したときをもって受託者から県に移転することとするが、その詳細については、県及び受託者間で協議の上定める。

#### (5) 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様とする。

#### (6) 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び個人情報の保護等に関する条例（令和 4 年岩手県条例第 49 号）を遵守しなければならない。

### 5 その他留意事項

本事業は、国の交付金を活用して実施することから、会計検査院による実地検査の対象となること。